

食安輸発0615第2号
平成24年6月15日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産養殖鰻加工品の検査命令免除リストの更新)

標記については、平成24年3月30日付け食安輸発0330第3号（最終改正：平成24年6月12日付け食安輸発0612第1号）にて通知したところです。

このたび、中国政府から輸出用鰻製品加工企業及び養殖場リストを改正した旨の連絡があったことから、同通知の別表28を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしく申し上げます。